

要 請 書

オウム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）対策は、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づく国に対応が前提ですが、いまだ、地域住民の不安は払拭されず生活の平穏が脅かされています。

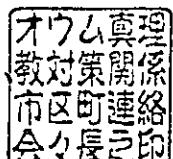
オウム真理教対策関係市区町連絡会は、地域住民の不安解消を図るため、当該団体の活動に対する規制を強化するとともに活動停止・解散に向けた、以下の事項について法整備を行うよう要請いたします。

- 1 団体規制法に基づく、観察処分を更新すること。合わせて、団体規制法の観察処分について、「3年を超えない期間を定めて処分を行うことができる」としているが、この観察処分の期限を撤廃すること。
- 2 観察処分を受けた団体が不動産を取得する場合（借受を含む）には、いかなる主義をもってするかを問わず、団体規制法第8条を適用し禁止すること。
- 3 観察処分を受けた団体に対し、その活動および施設に関する情報を関係自治体に開示するよう義務付けること。
- 4 団体規制法に解散命令の規定を設けること。

平成30年12月25日

法務大臣 山下貴司様

オウム真理教対策関係市区町連絡会
会長（足立区長） 近藤 やよい



要 請 書

オウム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）対策は、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づく国に対応が前提ですが、いまだ、地域住民の不安は払拭されず生活の平穏が脅かされています。

オウム真理教対策関係市区町連絡会は、地域住民の不安解消を図るため、当該団体の活動に対する規制を強化するとともに活動停止・解散に向けた、以下の事項について法整備を行うよう要請いたします。

- 1 団体規制法に基づく、観察処分を更新すること。合わせて、団体規制法の観察処分について、「3年を超えない期間を定めて処分を行うことができる」としているが、この観察処分の期限を撤廃すること。
- 2 観察処分を受けた団体が不動産を取得する場合（借受を含む）には、いかなる主義をもってするかを問わず、団体規制法第8条を適用し禁止すること。
- 3 観察処分を受けた団体に対し、その活動および施設に関する情報を関係自治体に開示するよう義務付けること。
- 4 団体規制法に解散命令の規定を設けること。

平成30年12月25日

公安調査庁長官 中川清明様

オウム真理教対策関係市区町連絡会
会長（足立区長） 近藤 やよ

